

○平成十九年国土交通省告示第四百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第五号及び第二十六条の三第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条第三十八項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替及び第二十六条の二十八の五第二十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の十九の三第十八項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入

口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)

七 出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三十一日国土交通省告示第二七一号)

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇一号)

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二三年六月三〇日)

附 則 (平成二五年五月三十一日国土交通省告示第五四五号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改める部分は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二八四号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八九号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日国土交通省告示第四四二号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日国土交通省告示第三〇八号)

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和八年三月三十一日国土交通省告示第四八六号)

この告示は、令和八年四月一日から施行する。